

ヌートリア市民捕獲従事者制度導入について

特定外来生物「ヌートリア」の生息数増加と生息域拡大に伴い、市内の生態系及び農業への被害拡大が懸念される。現在、行政による捕獲に加えて、市民からの目撃情報の報告、農業振興課が実施している農業従事者向けわな貸し制度を通じた捕獲などの協力をいただきながら、この問題に対処している。このたび、より効果的な対策となるように市民捕獲従事者制度を導入する。

1 ヌートリアの現状

(1) ヌートリアの生息・捕獲状況

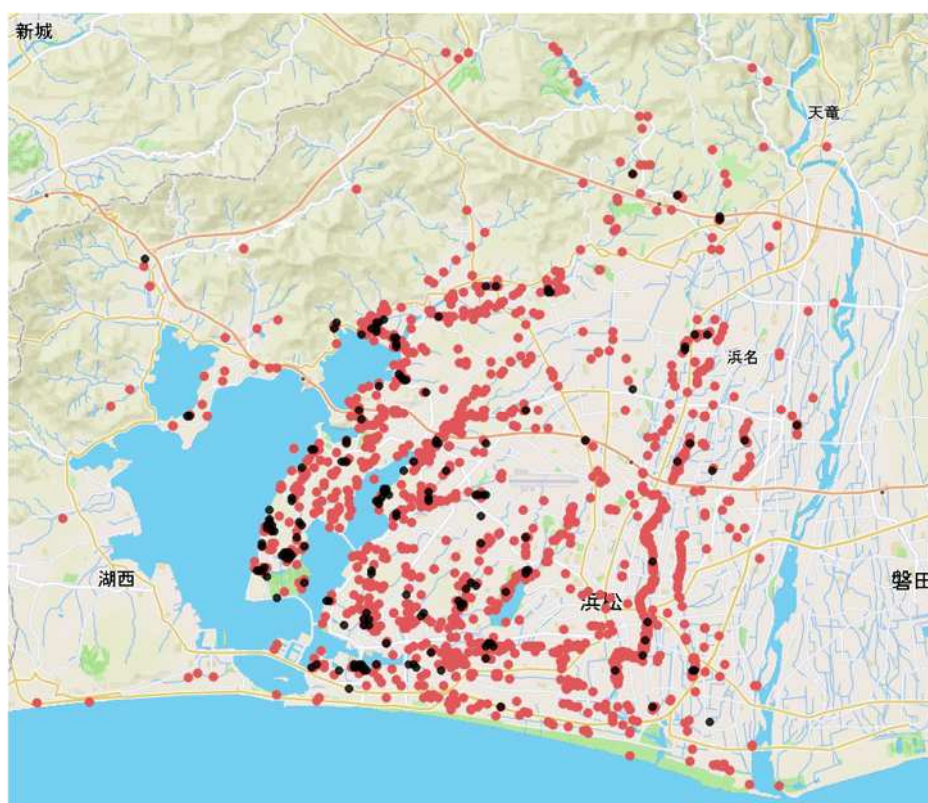
2015（平成 27）年ごろから市内で目撃されるようになり、現在では山間部を除く全域で生息が確認されている。

表 1 ヌートリア目撃・捕獲状況

年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024
目撃件数	1	5	17	18	21	28	229	360	461	619
業務委託等 捕獲頭数	1	3	1	18	23	35	117	157	166 (11)	239 (24)

※（ ）内の数は、捕獲頭数のうち農業振興課のわな貸し制度で捕獲した頭数を示す

図 ヌートリアの目撃地点及び捕獲地点（H27～R6）



赤丸●：目撃地点

黒丸●：捕獲地点

(2) 現状の対策

①環境政策課

- ・スマートフォン等を活用した目撃情報の収集
- ・業務委託による捕獲（令和3年度開始）

②農業振興課

- ・農業従事者に対するわな貸による有害鳥獣捕獲（令和5年度開始）

(3) 課題

- ・目撃情報の増加に比べて捕獲数が少ない
- ・有害鳥獣捕獲許可申請の手続きが分かりにくく、時間がかかる
- ・農業被害による収穫量低下

2 市民捕獲従事者制度

農業振興課が行っている現行のわな貸し制度を、環境政策課が行うヌートリア市民捕獲制度に変更する。申請手続きや講習会受講等の手続きの大部分をオンラインで完結できるため、捕獲希望者は、これまでよりも円滑に捕獲を開始できる。捕獲に必要なわなの貸出、捕獲個体の引取は現行制度と変更なく行い、利用者の負担を軽減する。

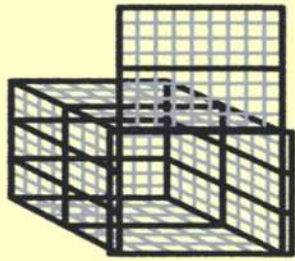
表2 制度の比較

	農業振興課のわな貸し制度	【新制度】市民捕獲従事者制度
根拠法	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）
対象	農業により一定の収入を得ている方	<u>市内でヌートリアの捕獲を希望する方</u> （農業従事者も含む）
捕獲許可 窓口	中央区：林業振興課 旧北区：農業振興課北部農業グループ 旧浜北区：農業振興課浜北農業グループ 天竜区：農業振興課天竜農業グループ	<u>環境政策課</u>
捕獲までの 手続き	①有害鳥獣捕獲申請書の提出（オンライン可） ②許可証及び腕章を窓口で受取	①講習会受講申し込み（オンライン） ②講習会の受講（オンライン動画の視聴） ③捕獲従事者登録申請（オンライン） ④捕獲従事者証の受け取り（オンライン）
許可までに要する 時間	概ね1週間	3日～5日
わな貸し 出し窓口	農業振興課北部農業グループ、 とびあ浜松農業組合西宮農センター ※その場で申請が必要	鴨江分庁舎 （今後、複数個所の窓口を設置予定） ※申請不要
捕獲個体 の処分	環境政策課と契約している委託業者が捕獲現場で引取処分	

3 実施時期

9月中に実施予定

浜松市ヌートリア捕獲従事者の御案内

ヌートリアにお困りの方へ
わなを貸します！

柔軟な防除を実施するために、
被害を受けている方を対象にわなを貸し出すものです。
農業者の方に限らず貸し出しを受けることができます。

※わなの台数に限りがあるため、貸し出しは順番待ちとなる
ことがあります。



申込～登録まで
スマホで完結！



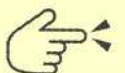
講習会は
いつでも受講可！



自宅で動画視聴

わなの貸出料は
かかりません！



詳細は裏面へ 



以下の行為は法律違反です

- ・無許可の「捕獲」, 「殺処分」, 「生きた個体の移動・運搬」
- ・虐待行為

※浜松市ヌートリア捕獲従事者に登録すると「ヌートリアの捕獲」のみ実施可能となります



浜松市環境部環境政策課
浜松市中央区鴨江三丁目1-10
TEL : 053-453-6149 発行 : 令和7年〇月〇日

ヌートリア捕獲従事者に
関するお問合せはこちら
(Logoフォーム) →



捕獲までの流れ ◎スマホだけで申込～登録まで行えます◎

被害発生（農業・家庭菜園・敷地侵入）

申込フォーム



＼スマホで／

① 講習会の申込



右上申込フォームから申請してください。
環境政策課が受付処理を行った後に講習会のご案内をいたします。

② 講習会を動画で受講



登録メールアドレス宛に講習会の動画へのリンクを送付します。
ご都合の良い時間にご視聴ください。

③ 動画を見たら、登録



講習会の動画の最後と概要欄に捕獲従事者への登録のためのリンクを掲載します。リンク先に必要な情報を入力してください。

④ 登録証発行



・わな貸出



登録証の発行が完了したら登録メールアドレスに連絡します。
わなは環境政策課が指示する場所まで受取りに来てください。

！登録した人以外はわなを取扱いできません。

⑤ 捕獲



！餌はご自身で準備してください。

！わな設置中は1日1回見回りしてください。

！わなは捕獲従事者が所有・管理する土地、
または許可を受けた土地のみにしか設置できません。

！公共の水路、河川、道路、空地等には設置できません。

！ヌートリア以外の動物は捕まえられません。

⑥ 捕獲したら報告・回収



捕獲したら環境政策課に報告してください(市の委託業者が回収に伺います)。

⑦ わな洗浄



・返却



注意 ！活動中の事故、ケガについては自己責任とします。

！捕獲したことに対する報奨金・インセンティブはありません。